主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人畔柳桑太郎の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であり、被告人本人の上告趣意のうち、憲法三六条、三八条一、二項違反をいう点は、記録によれば所論強制、拷問、脅迫等の事実を認めるに足りる証跡はないから、前提を欠き、その余の点は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年一月三一日

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	岡	裁判長裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官
豊			田	吉	裁判官
讓			林	本	裁判官